

# 指宿市立南指宿中学校いじめ防止基本方針

## 【学校教育目標】

『確かな学力と豊かな心を身につけ、次代を健やかでたくましく生きる生徒を育成する』

## 【いじめ問題についての学校の目標】

「いじめを許さない、  
いじめられた子どもを守る、  
いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める」

## 【家庭・地域との連携】

学年 PTA  
学級 PTA  
PTA 総会  
学校評議員  
民生委員

## 【いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）】

目的：学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等，組織的な対応を行うための中核となる常設の組織とし，必要に応じて外部専門家を活用する。  
組織構成：校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，生徒指導部 SSW，心の教室相談員

## 【関係機関との連携】

市教委  
市地域福祉課  
指宿警察署  
児童相談所  
南薩教育事務所

## 【いじめやいじめの疑いのあるような行為を発見したり，情報を把握したりしたときは】

※別冊，本校いじめ防止基本方針及び「いじめ対策必携（県 H27.3）」に基づき対応する

- 校長は，情報を集約し，組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し，いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は，校長を補佐し，各担当への指示を出し，情報を集め，校長に報告する。
- 教務主任は，校長，教頭を補佐し，各担当の状態を確認し，情報を集める。
- 担任は，事実の確認のため情報収集を行う。
  - いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
  - いじめた生徒に，自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年生徒指導担当は，事実確認のための情報収集を行う。担当する学年の生徒の情報収集と，心のケアを行う。
- 学年主任は，担当する学年の生徒の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は，生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
  - 生徒の情報を全職員に共通理解を図るための体制づくりをする。
  - 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談係は，いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒のケアについて，方針を検討する。
  - 相談室（心の教室やかしわば教室）及び，公的相談機関との連携窓口となる。
- 特別支援コーディネーターは，問題の背景に障害が要因として考えられないか情報収集を行う。
- 養護教諭は，生命・心身への重大な被害について情報を集め報告する。
  - 被害者の状態により，医療機関との連携を図る。
- 部活動の顧問は，担当部活動部員から情報収集を行う。
- 心の教育相談員は，専門的な立場から，アセスメントに基づく支援や指導助言，生徒へのカウンセリングを行う。

## 【いじめの早期発見】

いじめ認知のための情報収集に努め，早期発見することが，早期解決に繋がるという認識のもと，生徒へのアンケート，職員間での情報共有ならびに保護者との連携等により解決を図る。

### 【教職員の取組】

- ・定期的なアンケート実施（5月，6月，9月，11月，12月，2月予定）保護者アンケート実施（6月，2月予定）  
保護者が相談しやすい環境づくり，教育相談等とおして早期発見・早期対応

### 【生徒の取組】

- ・学校，保護者，関係機関へのいじめについての相談・対応・見届け

### 【保護者の取組】

- ・我が子の観察ならびに学校との連携（報告・連絡・相談），悩みを親へ相談できる雰囲気づくり

### 【いじめの未然防止】

「いじめ」は、どの学校にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組む。

#### 〔教職員の取組〕

- ・分かりやすい教科授業の実践、自尊感情を高める学校行事、学級活動、道徳指導等の充実、情報モラル指導の充実
- ・生徒に対してのあたたかみと誠意のある対応
- ・生徒間でトラブルがあった時に、いじめ的な要素がないかしっかりと聞き取る
- ・差別的な発言、いじめにつながるような発言がないか、生徒の様子をよく観察する

#### 〔生徒の取組〕

- ・いじめ0を目指した「いじめ問題を考える週間」の取組、お互いを尊重し合う環境づくり
- ・情報モラルやマナーをしっかりと理解した上でのSNS、インターネット、ゲーム利用

#### 〔保護者の取組〕

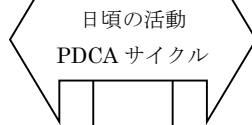
- ・我が子の観察ならびに学校との連携（報告・連絡・相談）、夏休みの課題（我が子のイイところ探し）
- ・家庭におけるSNS、インターネット、ゲーム利用についてのルール設定及び見守り
- ・学級PTA等においてのいじめ問題についての情報交換

### 【教育活動の重点】

- 教科指導・生徒指導の充実
  - 人権・同和教育の推進
  - 道徳教育の充実
  - 特別活動の充実
  - 特別支援教育の充実
  - ふるさと教育の充実
  - 体験活動の充実
  - 「いじめ問題を考える週間」の充実
- 〔生徒の主体的な活動〕**
- 生徒会活動の充実
    - ・あいさつ運動の取組
    - ・ボランティア活動の取組
    - ・「いじめ問題を考える週間」の取組
    - ・ハートタッチ運動の取組

### 【生徒指導体制】

- 生徒指導委員会（いじめ対策委員会）
  - 職員会議・職員研修
- 〔相談体制〕**
- 定期的な教育相談ならびにチャンス相談の実施
  - 相談窓口の設置および周知
  - 教育相談週間の設定
  - 心の教室相談員、SC、SSWとの連携
- 〔職員研修〕**
- 生徒指導委員会（生徒指導事例研修）
  - 人権・同和教育に関する研修会
  - セルフエスティームを高める健康教室
  - カウンセリング研修
  - 各種調査、検査の分析と課題の共有
  - いじめ対策必携等各種啓発資料の活用
  - 全職員体制による個別支援計画の作成



### 【いじめに対する措置】

問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うという認識のもと、被害生徒の苦痛緩和を最優先とした対応を行う。

#### 〔教職員の取組〕

- ・複数の教職員による速やかな事実確認ならびに生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）の実施
- ・被害生徒の保護ならびに保護者、関係機関との連携
- ・個人情報の適切な管理

#### 〔生徒の取組〕

- ・「いじめは許さない」、「一人で悩まない」という雰囲気づくり

#### 〔保護者の取組〕

- ・被害生徒保護者の我が子を守り抜く姿勢
- ・加害生徒保護者の事後指導
- ・被害ならびに加害生徒保護者と学校との連携

### 【重大事態への対応】「いじめ防止対策推進法 第28条」

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ対策必携」に基づいた対処を確実に行う。
- 2 重大事態について
  - (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - 児童生徒が自殺を企図した場合
    - 身体に重大な傷害を負った場合
    - 金品等に重大な被害を被った場合
    - 精神性の疾患を発症した場合等
  - (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合」
    - 年間30日を目安にする
    - 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する
- 3 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し出があったときは、次の対処を行う。
  - (1) いじめ対策委員の複数名で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - (2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

（学校を調査主体とした場合）

校長は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会の指導・支援のもと、学校に重大事態の調査組織を設置する。学校は、調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。

校長は、調査結果を教育委員会に報告する。学校は調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

（教育委員会が主体となる場合）

学校は、教育委員会の指示のもと、資料の提示など、調査に協力する。